

新型コロナウイルスの感染症対策における小・中学校の臨時休業について

壱岐市教育委員会

令和2年3月3日現在

2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、全国一斉の臨時休業を要請する方針が示され、その後、2月28日に文部科学事務次官及び長崎県教育庁義務教育課長から、一斉臨時休業措置の要請が出されました。

このことを受け、市内小・中学校では、下記のように臨時休業します。

記

1 臨時休業措置期間について

- (1) 令和2年3月4日(水)～6日(金)までとする。また、3月7日(土)・8日(日)も原則自宅待機とする。
- (2) 3月9日(月)以降の対応は、3月5日(木)10時までに決定し、各学校等に連絡する。

2 学校が行う臨時休業措置前の児童生徒への指導について

- (1) 集団での感染拡大を防止するために自宅待機とすること。
- (2) 感染拡大を防止するための家庭での生活に気をつけること。
- (3) 学習に著しい遅れが生じないように可能な限り家庭学習等の必要な措置を講じること。
- (4) 休業中の市立郷ノ浦図書館や石田図書館、大谷体育館等については、児童生徒の使用はできないこと。(3月7日(土)・8日(日)も含む)
- (5) 休業中は中学校の部活動は休止する。小学校の社会体育についても、自粛するよう学校からも働きかけること。(3月7日(土)・8日(日)も含む)

3 臨時休業中の児童生徒への対応について

- (1) 自宅で一人で過ごすことができない小学校低学年及び特別支援学級等の児童生徒で保護者が仕事を休めない場合の対応
 - 家庭の状況を把握し、実態に応じて学校で受け入れを行う。
(例) 必要最低限の人数に限って、登校させる。
- (2) 特別に登校日を設定する場合の対応
 - 感染防止の措置を十分講じた上で、必要最低限の登校日を設ける。
(例) 高校入試前に必要な指導等。